

白川村国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

白川村

目次

1. はじめに	
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	1
1.3 計画の期間	1
2. 強靱化の基本的な考え方	
2.1 国土強靱化とは？	2
2.2 基本目標	2
2.3 白川村の特性	2
2.4 想定される自然災害	4
(1) 豪雨（河川氾濫、浸水、土砂災害）	
(2) 豪雪、雪崩	
(3) 大規模地震	
(4) 噴火（融雪型火山泥流）	
3. 脆弱性評価	
3.1 脆弱性評価とは？	7
3.2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3.3 評価の実施手順	9
3.4 評価の結果	9
4. 強靱化に向けた施策推進方針	
4.1 強靱化に向けた課題の整理	20
4.2 施策分野ごとの方針	20
(1) 行政機能（消防含む）	(2) 住宅・建物
(3) 道路・河川・村土保全	(4) 生活環境、ライフライン
(5) 農林業	(6) 保険医療・福祉
(7) 情報通信	(8) 産業経済（観光含む）
(9) 歴史文化・自然資源	
(10) 危機管理、リスクコミュニケーション	
5. 計画の推進と不断の見直し	
5.1 計画の推進管理	30
5.2 計画の見直し	30
国土強靱化計画事業編	31

1. はじめに

1.1 計画策定の趣旨

日本は豊かな自然に恵まれている一方で、これまで多くの自然災害に見舞われてきた。また近年の気候変動により短期的・局地的豪雨などが多発し、水害や土砂災害が深刻化している他、巨大地震の発生も懸念されている。国は東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 10 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を策定し、事前防災・減災・迅速な復旧復興のための総合的かつ計画的な施策の実施の重要性を指摘している。そして、国土強靱化に対する都道府県や市町村の責務を示し、本法に基づく「国土強靱化地域計画」を策定することを促している。

岐阜県は平成 27 年 3 月に第 1 期、令和 2 年 3 月に第 2 期の「岐阜県強靱化計画」を策定し、自然災害に見舞われても生命の保護や被害の最小化、重要機能の維持や迅速な復旧復興を実現できる施策を進めている。飛騨三市においても国土強靱化地域計画を策定済みもしくは策定中であり、災害発生にあたっては県内自治体と協力して対応にあたらなければならない。

白川村においても短期的・局地的豪雨や大雪、地震、火山災害などの危険性があるため、村民の命や財産を守るための「白川村国土強靱化地域計画」を策定する。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、「岐阜県強靱化計画」と整合性を図るものである。また、「白川村総合戦略」と並ぶ計画として位置付けられる。

また、災害対応という同じ目的を持つ計画として「白川村地域防災計画」がある。これは災害対策基本法（昭和 36 年制定）に基づき平成 28 年 3 月に策定された計画であり、各種災害の予防、災害時の応急措置から復旧までの詳細がまとめられている。「2.1 国土強靱化とは」で後述しているが、本計画は「防災」だけにとどまらない総合的な対策を盛り込むことが特徴的である。したがって「白川村地域防災計画」など各分野別計画の上位のアンブレラ計画として位置付ける。

1.3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和 3 年度～7 年度の 5 年間であるが、適宜計画の充実を図るものとする。

2. 強靱化の基本的な考え方

2.1 国土強靱化とは？

今までも災害への対策として「防災」の取り組みが行われてきた。防災とは、リスクを特定し、そのリスクへの対応をとりまとめるものである。したがって、リスクの種類（地震、洪水など）ごとに対策が立てられる。一方で「国土強靱化」は、あらゆるリスクを見据え、どんなことが起ころうとも最悪の事態に陥ることが避けられる強靱な行政や地域社会、地域経済を事前につくりあげるものである。そのため、防災だけでなくまちづくり政策や産業政策も含め、長期的な展望に基づき総合的に計画する必要がある。

2.2 基本目標

本計画は、強靱な白川村を実現するために、以下の基本目標を設定する。

●人命の保護が最大限図られる

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

●国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない

●国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

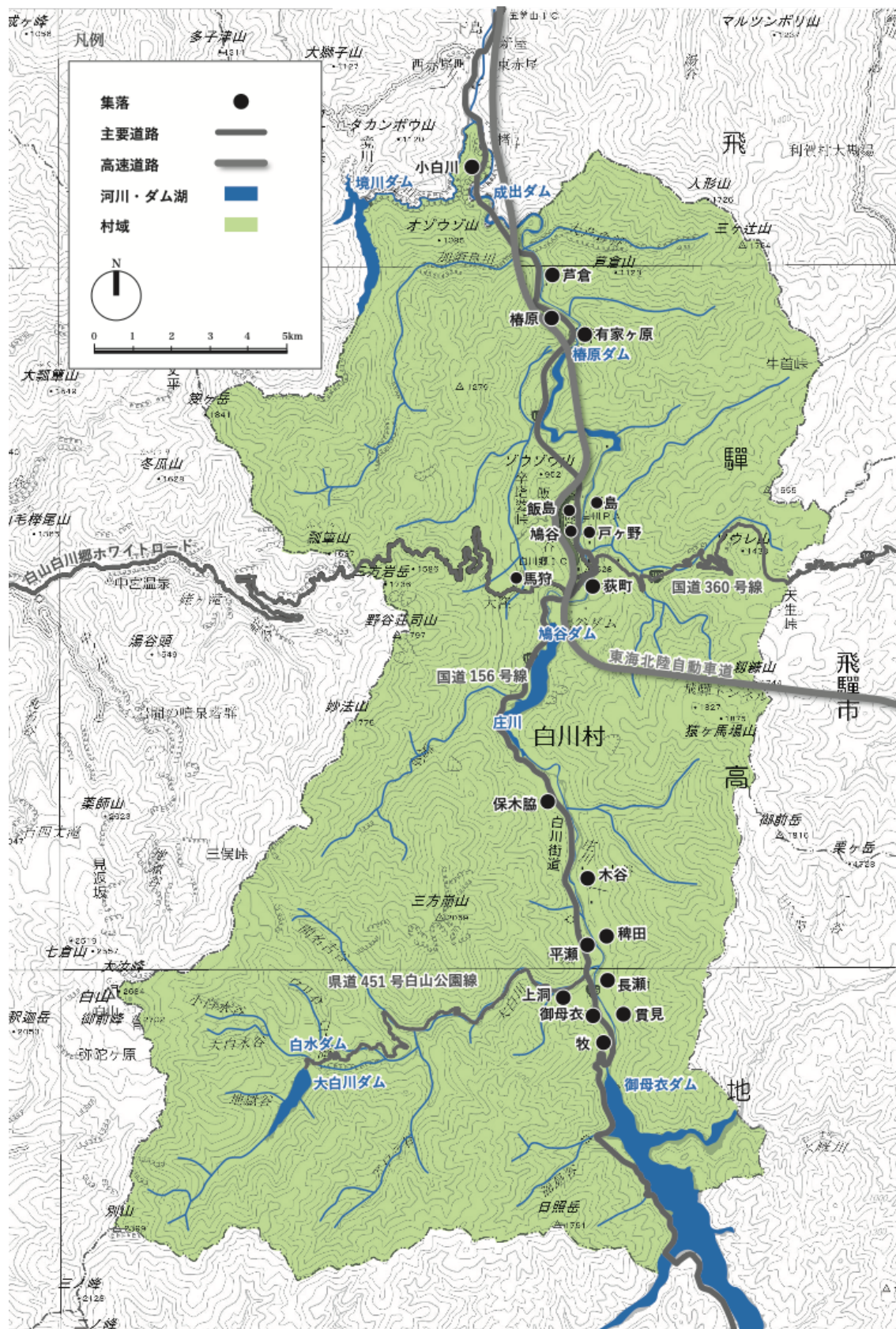
●迅速な復旧復興

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

つまり、大規模自然災害が発生した際にも、人命を守り、社会や経済への被害が致命的にならないようにする強さと、受ける被害から迅速に回復するしなやかさを兼ね備えた白川村を目指す。

2.3 白川村の特性

白川村は、北は境川と人形山（1,724m）、西は白山（2,702m）、南は尾神郷川と日照岳（1,751m）、東は天生峠（1,290m）に囲まれた95.7%が山林の村である。急峻な山々を庄川が縦断しており、その流域の河岸段丘や谷川の開口場所に広がる扇状地、本流を離れた谷底の堆積地に集落が形成されている。また、この地形は水力発電に適しており、大正末期から昭和にかけて白川村には7つのダムが建造された。



白川村の地形と集落および道路・ダム等の主要施設の位置図

気候は日本海斜面に位置する飛騨寒地多雨型で、日本有数の豪雪地帯である。積雪期間がおよそ 12 月から 3 月までの 4 ヶ月であり、1～2 月は平均積雪 2m である。村の交通はバスと車に限定されており、高速自動車道は中京から北陸を繋ぐ東海北陸自動車道、村を縦断する国道 156 号、飛騨市河合町に繋がる国道 360 号、石川県白山市に繋がる白山白川郷ホワイトロード、白山国立公園に繋がる県道 451 号白山公園線が幹線道路である。かつては雪により周辺との交流が途絶される地域だったが、道路の新設や改良、除雪技術の向上により冬期も集落間や周辺自治体との往来が可能となっている。しかし、国道 360 号、ホワイトロード、県道 451 号白山公園線は通行止めとなり、移動に制限がかかる。

現在、村の人口は 1,565 人（令和 3 年 3 月 1 日）であり、高齢化率は 32.46%と全国平均よりも高い。1990 年代から 2000 年代前半までは 1900 人前後で安定していた人口は減少し続けており、2040 年には 1,200 人台まで減少すると予測されている。そのため、令和元年 12 月に策定された第 2 次総合戦略では、移住定住支援により人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題として位置付けられている。その一方で、白川村は豊かな自然と合掌造り集落に代表される歴史文化を資源とした観光地として有名であり、観光客に関しては世界遺産登録以降増え続けている。2020 年はコロナ禍により激減しているが、訪日外国人客の増加も後押しし 2019 年は約 215 万人という過去最高を記録している。

2.4 想定される自然災害

(1) 豪雨（河川氾濫、浸水、土砂災害）

河川沿いに集落が点在する白川村では、集中豪雨時により河川の氾濫による護岸や道路などの決壊や集落の浸水の危険がある。昭和 51 年の豪雨災害では、不動谷氾濫による国道 156 号の決壊や平瀬地内の浸水などが発生している。また、平成 30 年の豪雨災害では、稗田地内の村道への流水や、御母衣地内での護岸決壊などが発生している。令和 2 年度のハザードマップでは各集落の庄川側のエリアが浸水想定区域となっているが、特に南部エリアにおいては昭和 51 年と平成 16 年の台風到来時のダム放流量の 2 倍程度を想定した洪水氾濫想定範囲を設定している。これはシミュレーションであり、浸水を引き起こす最大規模の降雨はそうそう起こりうるものではないが、近年の気候変動による豪雨の増加や、ダムのオーバートップング（ダムからの越水）やそれを防ぐための急激なダム放流なども想定され、避難等の迅速かつ的確な対応が求められる。

加えて豪雨は土砂崩れや落石などによる人家の被害や法面崩壊による道路の寸断も引き起こす。昭和 23 年には荻町地内、昭和 51 年には保木脇地内、平成 30 年には尾神地内において土砂崩れや法面崩壊が起こっている。前述のハザードマップでは、各集落の後背地において土砂災害（特別）警戒区域に指定されている箇所が複数ある。また、国道 156 号線は土砂災害や雪崩対策が一通り完了し常時通行が可能であるが、国道 360 号線や県道 451 号白山公園線では土砂災害を懸念した雨量規制がかかる区間がある。

前述の平成 30 年 7 月の豪雨災害（西日本豪雨）では、御母衣ダムの放流による庄川護岸決壊の危険性と土砂災害警戒情報の発令により、南部地区に避難勧告を発令し、多くの住民が避難所に避難した。この豪雨では本村にも大雨特別警報が発令され、道路や河川に大きな被害をもたらした。



国道 156 号線の決壊（昭和 51 年豪雨）



平瀬地区の家屋流出（昭和 51 年豪雨）



庄川の増水（平成 30 年豪雨災害）



荒谷発電所脇で発生した土石流（令和元年豪雨）

（2）豪雪、雪崩

白川村の降雪量および積雪量は、気候変動の影響もあってか以前と比べて減少しているが、数年に一度の頻度で雪の多い年がある。災害として認識されているのは昭和 55



椿原地区の雪崩（令和 2 年度の豪雪）



雪崩に巻き込まれた防災無線中継（令和 2 年度の豪雪）

年 12 月から昭和 56 年 3 月までの豪雪であり、白川村では 1 月の降雪量が 900mm を超え、最高積雪量が 4m50cm を記録している。この 56 豪雪の際には、村内でも特に雪深い馬狩集落において人家の屋根雪下ろしが間に合わず、合掌造りの家屋が倒壊する被害が発生している。近年においては平成 18 年豪雪が記憶に新しく、平成 27 年にも同規模の降雪量を記録している。記録的降雪でなくとも白川村では毎年、大小様々な雪への対応が行われているが、人口減少および高齢化による空き家化や、雪囲いや屋根雪下ろしなどの困難などが今後問題となることが予測される。

また、雪崩の危険性も看過できない。人的被害は近年ないが雪崩による停電や国道の通行止めなどが発生することもあり、村内各所で雪崩から道路を守るスノーシェッドや雪崩防止柵が整備されている。令和 3 年 1 月に発生した大規模な雪崩では、馬狩の防災行政無線の中継所が倒壊し、村内の 238 世帯に情報伝達ができない事態が発生した。

(3) 大規模地震

白川村には、右横ずれを生じる可能性のある牛首断層帯と左横ずれを生じる可能性のある庄川断層帯が活断層として通っており、それらが活動した場合、M7.5 以上の地震が発生すると推定される。また白川村に存在する断層以外でも、南海トラフ地震、阿寺断層帯地震、跡津川断層地震、高山・大原断層地震、長良川上流断層帯地震が発生すると白川村に影響があるとされ、南海トラフ地震および跡津川断層地震では大きな被害がもたらされると推定される。その一方で、発生確率は阿寺断層北部が最も高く 6～11% であり、白川村の南部で震度 5 弱を記録する可能性があるが、その他の断層については発生確率がほぼ 0 とされることも事実である。

しかし、大規模な地震の場合、ダムの決壊や火災などの複合災害が危惧される。合掌造り集落などでは延焼による被害規模の拡大が予測される他、観光客の避難対応など、観光地としての防災対策も必要となる。

(4) 噴火（融雪型火山泥流）

白川村と石川県白山市との境界には白山が位置しており、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定されている。噴火の歴史は 2200 年前、1042 年、1554～56 年に遡るが、2005 年、2011 年 3 月、2014 年 12 月に地震活動が活発化している。白山が噴火した際の火砕流や火災サージの影響は大白川にとどまるが、積雪時に噴火が発生した場合は融雪型泥流が発生し、その影響は平瀬に及び、保木脇にまで達すると予測されている。実際に、平瀬には過去の噴火による溶岩の痕跡が見られる。国の「防災基本計画（火山災害対策編）」の大幅な改訂により、平成 25 年 3 月に「白山火山防災協議会」（石川・岐阜・福井の三県合同）が設置され、平成 27 年 6 月に「白山火山防災計画」が策定された。

3. 脆弱性評価

3.1 脆弱性評価とは？

国土強靱化計画の策定にあたっては、強靱化に向けた課題を明らかにするために脆弱性評価を行わなければならないことが国土強靱化基本法第 17 条に定められている。脆弱性評価とは、現行の様々な施策を、大規模災害時に回避したい最悪の事態への対応力の観点から総合的かつ客観的に評価するものである。そしてその評価に基づき施策を決定する。

2.4 にて想定される自然災害を整理したため、2.2 の基本目標を達成するために次の節（3.2）では「起きてはならない最悪の事態」を整理する。その項目ごとに現行施策の評価を行う。

3.2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国が定める国土強靱化基本計画では 8 つの基本目標を定めており、白川村の強靱化を目指すにあたっても同じ基本目標を設定している。その目標を達成するために、以下の 26 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

基本目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による建築物の倒壊や集落内の大規模火災にともなう人的被害（住民・観光客）の発生
		2	集中豪雨による河川の氾濫にともなう人的被害と、集落の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		3	噴火による融雪型火山泥流の発生による人的被害の発生
		4	土砂災害や雪崩による人的被害の発生
		5	暴風雪や豪雪による人的被害の発生
		6	避難行動要支援者のり災
		7	訪日外国人客を含む観光客のり災
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1	被災地での食料、飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2	長期にわたる孤立集落の発生
		3	消防施設および関係者の被災による消火活動や救助活動の遅れ
		4	医療体制の不足と医療・福祉施設および関係者の被災による救急活動の遅れや医療機能の麻痺
		5	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による健康状態の悪化や死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	1	役場施設および職員の被災による行政機能の大幅な低下
		2	新型コロナウイルス等の蔓延による各機関の業務停止
4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生	1	避難に必要な情報が適切に提供されないことや、防災行政無線の損壊による情報提供機能の長期停止による人的被害の発生
5	経済活動を機能不全に陥らせない	1	異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		2	サプライチェーンの寸断による経済活動の麻痺や、風評被害などによる観光業の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		2	幹線道路の分断
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	1	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		2	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		3	貴重な文化財の損失による文化の衰退と観光への悪影響
		4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		5	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

3.3 評価の実施手順

設定した 26 の「起きてはならない最悪の事態」それぞれに、国、県、村、広域団体、民間事業者などによる現行の対策を整理し、対応力や課題を整理した。

3.4 評価の結果

起きてはならない最悪の事態	評価結果
1-1 巨大地震による建築物の倒壊や集落内の大規模火災にともなう人的被害（住民・観光客）の発生	住宅（個人の住宅、村営住宅など）や公共施設（公民館、学校、社会教育施設、保育所など）や不特定多数が利用する施設（宿泊施設など）の耐震化、老朽化対策 △公共施設は 2 階建て以下の建築物が多く、ほとんどの建物が新耐震基準を満たしており耐震補強不要もしくは耐震補強実施済の建物となっている。しかし、荻町多目的集会施設や旧白川小学校体育館など、建設から 30 年を経過しており耐震補強未実施の建物が存在し、かつそれらは村内避難所に指定されている。 △村は、平成 21 年に白川村建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱および白川村木造住宅耐震診断事業実施要綱を制定し、昭和 56 年以前に建てられた個人住宅を含む建築物に対する耐震診断や耐震補強工事の助成制度を整備している。これまでに 6 件の耐震診断と 1 件の耐震工事の補助を行っているが、平成 25 年度以降は行われていない。 地震災害時の行動マニュアルの作成・配布や普及啓発 △村民に配布をしているハザードマップには、地震発生時に村に影響を及ぼすと想定される断層および最大震度に関する情報と、地震発生時の注意点が記載されているが、揺れが収まって以降の対処や避難などのマニュアルはない。また、地震災害の経験が少ないことに加え、ダムの決壊などの二次災害の発生有無により対応が大きく変わるため、村独自の地震対応マニュアルを作成することが難しい。 防災訓練や防災点検の実施 ×定期的な防災訓練や防災点検は行われていない。 （令和 3 年度からは総合防災訓練を実施予定。） 広域連携による消火体制の整備 ○村と県内各自治体とが「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結し（平成 23 年）、大規模な地震も含む自然災害が発生した際の応援体制を整えている。他にも、高山市消防本部と砺波地域消防組合および白山野々市広域消防本部とがそれぞれに「消防相互応援協定書」を締結し（平成 23 年、平成 19 年）、常備消防の相互応援の体制を整えている。 避難路、避難所の整備、住民周知 △村は緊急避難所として 24 箇所、広域避難所として 4 箇所指定し、ハザードマップに記載している。しかし、観光客の避難誘導については具体的な想定がされおらず、特に観光繁忙期に地震が発生した際の避難所の確保は大きな課題である。避難路（避難所までの道のりや避けるべき危険箇所）については各個人に確認を促している。

		防災設備の整備 ○白川村全域で防火水槽の地下式への切り替えを順次実施しており、半数以上が完了している。また、令和元年 11 月の小呂地区で発生した茅葺き建築物の火災を受けて、令和 2 年に同地区に 100 トン規模の地下式防火水槽を新設した。 ○ポンプ車 3 台、積載車（可搬ポンプを積載可能）14 台が出動できるよう管理されており、定められた期間で交換等の対応を行っている。また、ポンプ庫も 20 箇所を整備されており、適宜老朽化対策を行っている。 △重要伝統的建造物群保存地区に選定されている荻町地区には、600 トンの貯水槽と 59 基（小呂地区には 16 基）の放水銃が整備されている。耐用年数 30 年を経過しており送水管等の老朽化対策が課題となっているが、送水管の上に水道管や電線が埋設されており、改修が非常に困難な状況にある。
1-2	集中豪雨による河川の氾濫にともなう人的被害と、集落の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生	ハザードマップの作成、普及啓発 ○村は浸水想定区域や避難警戒レベルごとの住民がとるべき行動が記載されたハザードマップを作成し（令和 2 年 6 月に改定）、村民へ配布している。 避難勧告などの発令基準の整備 ○平成 24 年 3 月に土砂災害編、平成 26 年 9 月に水害編の避難勧告伝達マニュアルを作成している。 河川敷内の堆積土の除去、河川改良、橋の補強、危険箇所の周知 ○平成 30 年に発生した集中豪雨を受け、令和元年～2 年にかけて 3 箇所の河川浚渫と、瀬音さくら山荘から稗田橋までの堤防嵩上げを実施した。河川浚渫は岐阜県や関西電力の協力を得ながら今後も計画的に行う必要がある。また、平成 30 年の水害では堤防が複数箇所決壊したため、堤防の設置や修繕などの護岸改修も必要である。 ○村内には 43 の橋があるが、長寿命化計画に基づき 5 年に 1 回の定期点検を実施し、必要に応じて修繕等を行っている。 豪雨時のダム放流などの運用の調整 ○令和 2 年度より、河川・ダム等の能力を上回る豪雨の発生時におけるダム下流域における洪水被害の防止・軽減を目的とした事前放流の体制を構築している。 避難路、避難所の整備、住民周知 △村は緊急避難所として 24 箇所、広域避難所として 4 箇所指定し、ハザードマップに記載している。しかし、旧平瀬小学校体育館・白川村南部地区文化会館・平瀬保育園・白川村コミュニティ消防センター・旧白川小学校体育館・鳩谷コミュニティ会館・白川村総合文化交流施設・飯島集落センター・かんなかべ、道の駅白川郷は、庄川の増水時に浸水の危険性がある。また、大白川温泉しらみずの湯・荻町多目的集会施設・明善寺・白川村コミュニティ消防センター・旧白川小学校体育館・鳩谷コミュニティ会館・かんなかべ・小白川冬期孤立集落機能維持施設管理棟・道の駅飛騨白山は土砂災害警戒区域内に立地している。また、避難路（避難所までの道のりや避けるべき危険箇所）については各個人に確認を促している。 重要水防区域、危険箇所等の把握と資材（土嚢など）の備蓄 △鉄線・麻袋などの水防資材、シャベル・鋸・唐鍬などの水防器材、舟・発電機・照明器・携帯無線機などの水防施設を備蓄しているが、十分ではない。

		救命ボートや救命胴衣などの整備 ○役場倉庫に救命ボート（一艘）と救命胴衣が整備されている他、消防署もゴムボートを整備している。 防災訓練の実施 ×定期的な防災訓練は行われていない。 （令和３年度からは総合防災訓練を実施予定。）
1-3	噴火による融雪型火山泥流の発生による人的被害の発生	火山防災計画の策定と随時改定、関係市町村との連携 ○岐阜県・石川県・白山市・白川村・気象台および有識者が構成員の白山火山防災協議会が整備されており、平成２７年６月に白山火山防災計画が承認された。また、令和２年度に白山火山防災計画を改定し、白山の火山活動が活発化した場合の避難計画の修正を行っている。 監視、観測体制の整備 ○気象庁により観測が行われており、随時、火山情報や警戒事項が発信されている。 火山防災情報の提供、登山届の提出促進、登山注意規制 通行止めや避難勧告などの迅速な対応 ○白山火山防災計画や白山避難確保計画に基づき、２県２市村が協力して、白山の火山活動の状況に応じ、施設の閉鎖、登山道・道路の規制、退避・注意喚起、避難準備・避難勧告といった対応を実施している。 避難計画の策定、避難壕・避難舎の整備、避難先としての山荘などの活用 △令和２年度に白山火山防災計画を改定し、白山の火山活動が活発化した場合の避難計画の修正を行っている。また、白山レイクサイドロッジに防災情報の発信のための屋外拡声器を整備した。平成２６年の御嶽噴火の教訓から、大倉山避難小屋の構造強化やシェルターなど、２県２市村で連携して整備を拡充することも必要である。また、県道４５１号白山公園線には落石等の危険箇所があるため、継続的に改良を行う必要がある。 防災訓練の実施 △岐阜県と協力し、毎年６月に合同訓練を実施している。また、融雪型火山泥流を想定した南部地区住民対象の避難訓練も今後必要である。 ハザードマップの作成、普及啓発 ○融雪型火山泥流の到達範囲が記載されたハザードマップを作成し、村民に配布している他に、岐阜県の支援で、有識者による白川郷学園児童生徒を対象にした火山学習授業を実施している。
1-4	土砂災害による人的被害の発生	土砂災害警戒区域の指定や土砂災害危険箇所の周知 ○土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が記載されたハザードマップを作成し、村民に配布している。 防災訓練の実施 ×定期的な防災訓練は行われていない。 （令和３年度からは総合防災訓練を実施予定。） 治山事業・砂防事業（土砂災害施設の整備、森林保全）の実施 ○毎年、岐阜県および飛騨森林管理署に要望し、治山堰堤の整備や修繕、適正な森林の伐採を実施している。また、砂防事業により砂防堰堤の整備や修繕も行っている。

1-5	豪雪や雪崩による人的被害の発生	除雪体制の整備、凍結防止剤の確保 ○建設業者への委託による除雪体制が整備されている。また、国道は岐阜県が、村道は白川村が凍結防止剤の確保を行い、建設業者へ散布を委託している。 雪崩危険箇所の周知 ○雪崩危険箇所は県砂防課により指定されている。白山火山の噴火にともなう雪崩危険箇所（融雪型火山泥流）についてはハザードマップで周知を行っている。また、登山者やバックカントリーのスキーヤーに対して、法律上立ち入り制限はできないため、看板設置やHP・SNSでの注意喚起を行っている。 道路の防雪施設の整備（雪崩防止柵、防雪柵、融雪溝など） △国道 156 号に関しては、一通り防雪施設の整備が完了しているが、岐阜県に要望し改善を図る必要がある箇所が存在する。国道 360 号線、県道 451 号白山公園線に関しては冬季通行止めとなる。 雪下ろし事故の注意喚起、高齢化対策 ○区長会や同報無線により注意喚起を行っている。また、独居老人世帯や高齢者世帯、母子家庭世帯などの自力での雪下ろしが困難な世帯に対して屋根雪下ろしに対する助成を行っている。高齢化の進行や空き家の増加により、さらなる雪下ろし等の支援が必要となることが予測される。
1-6	避難行動要支援者のり災	避難行動要支援者名簿の作成 ○村民課により名簿が作成され、随時情報が更新されている。 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 ○高齢者福祉施設である瀬音さくら山荘／しゃくなげ荘において、避難確保計画が作成されている。また、当該施設の利用者は、MIBORO ダムサイドパークに避難する計画となっている。 独居老人対策（緊急通報システム等の整備拡充、地域援助体制の確立） ○民生委員による見まわりの他、独居老人世帯に対する緊急通報システムの設置を行っている。 社会福祉施設等との災害時における情報収集・伝達体制の確立 △災害時には、村民課と社会福祉協議会が連携して安否確認などを行う体制となっており、飛騨地域三市一村の社会福祉協議会で災害時対応について情報交換を行っている。
1-7	訪日外国人客を含む観光客のり災	観光客（外国人客含む）への情報伝達、避難所標識や防災マップの多言語化・掲示 ○台風や豪雨などの予測できる災害に関しては、バス会社に協力を仰いで増便を行い、観光客に早めの移動を促すなどの対応をしている。 × 白川村地域防災計画には、避難所等の標識の多言語化や絵文字の活用、防災マップの多言語化が記載されているが、検討中である。 観光施設の責任者の設定、危険箇所の点検、救助体制の整備、従業員への防災教育 × 白川村地域防災計画には、観光事業者が適切に安全な場所に観光客を誘導するための防災教育の促進が記載されているが、着手できていない。特に観光繁忙期における対応や、地震などの突発的な災害に対する対応が課題であり、観光客対応も含む防災訓練が必要である。

		外国人観光客に対するトラブル対応 △日常の外国人観光客の体調不良や怪我に対しては、観光協会と救急隊とで勉強会を行ったり、通訳として観光協会職員が救急搬送に同行するなどの連携がとれている。しかし人員が限られるため、災害時に多くの観光客の対応を行うことは難しい。
2-1	被災地での食料、飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	食料および生活必需品、燃料などの備蓄（村における備蓄、村民に対する備蓄要請） △南部地区（平瀬）と大郷地区（鳩谷）の2箇所、水・米（アルファ米・白がゆ）・即席みそ汁・パン・カロリーメイト・えいようかん・育児用ミルクなどの食品や、哺乳瓶・オムツ・ポリバケツ・災害用トイレ・カセットガス・毛布などの生活必需品を備蓄している。特に食品は消費期限が切れないよう計画的な入れ替えを行っている。また、令和2年にアルコール・段ボール仕切り・ベッド、マスク、フェイスシールドなどの備蓄を行った。しかし、白川村地域防災計画で定められている品目や数量の目標は満たしていない。また、観光客の食料などの確保や燃料の備蓄も課題である。 また、村民に対して備蓄を促す広報等は特に行われておらず、啓発が必要である。 県や近隣市町村と連携した緊急給水や食料および生活必需品の調達 ○平成30年に「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」が締結されており、食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供等の体制が構築されている。この他にも物資の調達・供給に関しては、平成22年に生活協同組合コープ岐阜と「緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を、平成28年に一般社団法人S.I.Net会と「災害時における応急物資の供給等の協力に関する協定」を締結している。 給水体制や物資配分体制の整備 △給水車はないものの、給水タンクやポリ容器は備蓄されている。 炊き出し等体制の整備 △女性防火クラブにて炊き出し実施マニュアルが作成されている。 電力供給施設の安全性の確保、電線類の地中化の促進 ○スノーシェッドの整備箇所については地中化を行っている他、世界遺産地区のみ景観の観点から電線類の地中化が完了している。他地区では電線等の地中化の予定はないが、白川村では倒木により停電が起こった際にも156号線沿いに集落が立地しているので復旧が比較的早い。また、中部電力パワーグリッド株式会社と「災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定」を令和2年に締結し、被災の際に相互に協力して設備の復旧に努める体制となっている。 ライフラインの代替機能の確保（井戸、貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、バキュームカーなど） ×白川村地域防災計画において、避難所等での井戸の掘削や自家発電装置・プロパンガスの設置、飲料水用の貯水槽の設置、業者との協定による仮設トイレ・バキュームカーの配備に努めると記載されている。非常用発電機については行政により近年整備が行われているが、十分な備えではない。 △平瀬と戸ヶ野に農業用水を利用した小水力発電所が整備されているが、災害時に電力を供給できる仕組みとはなっていない。
2-2	孤立集落の発生	孤立危険性のある集落との通信手段の確保 ×孤立集落用の衛星携帯電話等の整備は行われておらず、移動系無線で対応する。

		ヘリコプター離着陸可能場所の設定 △白川村防災グラウンド（寺尾）、総合グラウンド（長瀬）、白川郷学園屋外運動場（鳩谷）、電源開発駐車場（牧）、白弓スキー場駐車場（木谷）、蓮如茶屋駐車場（馬狩）の6箇所がヘリコプター緊急離着陸場として定められているが、小規模集落では十分な空間がなく、指定ができない状況である。 避難所における非常用電源の整備 △白川村役場にガスカートリッジ式のものが2台、ガソリン式のものが2台あることに加え、令和元年に非常用発電機を3台購入し、南部地区に2台、白川村役場に1台配備している。また、非常用発電機を所有している建設業者もあり、災害時の協力体制を整えている。 食料品など生活必需品の搬送体制の整備 ×消防士や消防団、ヘリコプターやドローンによる運搬などが想定されるが、道路や橋梁などのアクセス路の被害状況によって大きく異なるため、具体的な体制は明示されていない。
2-3	消防施設および関係者の被災による消火活動や救助活動の遅れ	救急救助用資機材の整備 △AED（自動対外式除細動器）については、大郷地域に15箇所、南部地域に10箇所に設置済みであるが、救急救助の人的体制も含め資機材の整備は十分ではない。 防災活動拠点（救助活動拠点） ○防災グラウンド、白川郷学園屋外運動場、道の駅飛騨白山および道の駅白川郷の駐車場を広域避難所として指定し、防災活動拠点とする。また、これらの広域避難所だけでなく、寺尾駐車場やせせらぎ駐車場も防災活動拠点や救助活動拠点としての活用が想定される。 災害救助訓練の実施 ×高山消防署職員は救助訓練を日常的に行っており、消防団員や役場職員などが救急救命講習を受講しているが、大々的な災害救助訓練は実施されていない。 近隣市町村や県、自衛隊との連携 ○村と県内各自治体とが「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結し（平成23年）、自然災害や大規模な火災が発生した際の応援体制を整えている。他にも、高山市消防本部と砺波地域消防組合および白山野々市広域消防本部とがそれぞれに「消防相互応援協定書」を締結し（平成23年、平成19年）、常備消防の相互応援の体制を整えている。行政界付近の集落については、隣接する自治体との相互応援を行う体制を構築している。 ○自衛隊は村長から知事を通じて要請をする体制となっている。
2-4	医療体制の不足と医療・福祉施設および関係者の被災による救急活動の遅れや医療機能の麻痺	医療機関での非常時対応体制の整備 ×診療所にはワクチン等の保存用の自家発電機が整備されている。また、緊急車両用の燃料の備蓄はない。医療品の備蓄についても応急救護の人的体制も含めて不足している。 広域搬送体制の整備 △広域搬送については、岐阜県と高山消防署に委ねている状況である。

		医療従事者の確保 ×岐阜県北西部医療センターに所属する総合診療医が交代で 1 名診療にあたり、手術などの高度医療は高山市や砺波市などの総合病院で対応している。災害時に多くの負傷者等が発生した際には対応が困難であるが、センターの存在により看護師等の医療介護従事者の確保などが可能となっている。 ○社団法人岐阜県高山市医師会と「災害時の応援業務に関する基本協定医療救護活動に関する協定」を平成 17 年に締結し、災害時の医療救護の支援体制を整えている。
2-5	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による健康状態の悪化や死者の発生	避難所運営マニュアルの策定 ×村独自のガイドラインは策定されていない。しかし、防疫対策（新型コロナウイルス）に関しては、岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」に準ずる形でマニュアルを作成している。避難所の運営は行政のみでは不可能であり、地域の主体的な関わりが必要である。現に台風などの際には区長の協力を得て避難所を利用できるようにしている。マニュアルは行政が一方的に作成するのではなく、集落の状況に応じて地域住民とともに検討すべきである。 在宅被災者への支援 △白川村地域防災計画において、在宅の被災者に対しても避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行うと記載されている。そのために、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。 被災者の健康管理活動、心のケアの実施 △白川村地域防災計画において必要に応じて保健所・岐阜県の協力を得て被災者の健康管理活動を行い、精神保健の体制も整備するとあり、保健師の役割が期待されるが人員が限られている。 福祉避難所の整備 △福祉避難所としての指定・整備が行われている施設はないが、高齢者福祉施設である瀬音さくら山荘／しゃくなげ荘の高齢者は MIBORO ダムサイドパークへ避難する計画となっている。
3-1	役場施設および職員の被災による行政機能の大幅な低下	庁舎等の耐震化・老朽化対策 △白川村役場は平成 24 年に耐震補強を実施しており IS 値 7.8 を満たしている。今後も定期的・計画的に維持修繕を実施し存続を図るが、長期的には、土砂災害警戒区域にあることから庁舎の移転等も含めた防災拠点の強化を検討する。 職員動員計画の策定、防災訓練（図上訓練など）の実施 ×白川村地域防災計画内にて職員動員計画が定められ、動員の方法などが定められているが、災害規模などに応じた詳細な行動計画は策定されていない。また、図上訓練等も行われていない。 村の業務継続に必要な体制の整備 △白川村地域防災計画内にて業務継続計画を策定することや、村機能が不全となった場合の応援要請体制の整備の必要性が記されているが、策定・整備されていない。また、業務に必要なデータについては、バックアップサーバーを大垣市に置く、ASP サービスを利用するなど、自庁管理を減らしている。

		広域連携、応援要請体制の整備、県による応急措置の代行 ○岐阜県および県内自治体と「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を平成 30 年に締結しており、職員の応援を受けることが可能となっている。
3-2	新型コロナウイルス等の蔓延による各機関の業務停止	感染予防対策の徹底 ○村内事業者向けのコロナウイルス感染症対策のガイドラインの策定や、村内事業者・各種団体が実施する感染症拡大防止に対応した取り組み（消耗品・備品の購入、軽微な施設改修など）に対する支援を行っている。 ○観光協会の HP や多言語化されたサイン看板等で、観光客に対し、人と人との距離の確保やマスクの着用、手洗いなどの感染対策を呼びかけている。 感染症患者に対する医療体制の確立 ×感染者が発生した際には、保健所の指示にしたがい適切な医療機関にて診療を受ける体制となっている。また、白川診療所・平瀬診療所ともに入院不可である。訪日外国人客が多く訪れる観光地であるため、感染症等への対応の確立が今後必要である。
4-1	避難に必要な情報が適切に提供されないことや、防災行政無線の損壊による情報提供機能の長期停止による人的被害の発生	同報系・移動系村防災行政無線の整備 ○同報系防災行政無線に関しては、白川村役場を親局として馬狩中継所、14 の屋外拡声子局と各家庭に個別受信機が整備されている。移動系防災行政無線に関しては、基地局 2 箇所、車載型 26 機、可搬型 2 機、携帯型 12 機、固定型 2 機が整備されている。また、アナログ無線は平成 9 年に整備されたもので老朽化しているため、移動系のデジタル化を実施中である。 緊急速報メール及び SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の活用 ○村は携帯電話会社が提供する緊急速報メール（エリアメール）を活用した防災情報の発信できる体制となっている。また、メーリングサービスも導入済である。 災害通信訓練の実施 ×実施していない。 災害広報 ○白川村地域防災計画内にて、情報収集や広報の手法について定められている。村は無線と広報車により情報収集や発信を行うが、岐阜県被害情報集約システムによる Lアラート等のメディア（CATV 等）を介した発信も活用する。 ○国土交通省中部地方整備局と「災害時の情報交換に関する協定」を平成 23 年に締結し、災害時の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣や情報交換の体制を整えている。また、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を令和 2 年に締結し、災害時におけるインターネットを用いた情報発信の補助等の支援が受けられるようになっている。
5-1	異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水 ×降雪量によっては農業用水路および流雪溝の水が減少したり、消雪用の井戸が枯渇する可能性は否定できないが、対策は行われていない。農業用のため池は長瀬地内に 600 m³規模のものしかなく、長期的な使用には耐えられない。
5-2	サプライチェーンの寸断に	災害融資計画、被災中小企業の自立支援

	よる経済活動の麻痺や、風評被害などによる観光業の停滞	○白川村商工会が融資希望者の取りまとめや斡旋等の協力、金融機関金融機関が被災事業者等に対する資金の融資等が可能な体制となっている。 風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信 ○無線と広報車により情報収集や発信を行うとともに、白川村役場公式サイトや公式 SNS（Facebook 等）による主体的な情報発信も可能である。 量から質への転換による強い観光業の育成 △平成 25 年に白川村観光基本計画を策定していることに加え、白川村第二次総合戦略（令和元年策定）に基づき、観光の量から質への転換を目標とした取り組みを進めている。
6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止	水道施設の耐震化・老朽化対策（基幹管路・浄水施設・配水施設） ○水質検査や漏水調査など適切な維持管理に努め、適宜給水施設の改修をしている。 下水道施設の耐震化、長寿命化 ○村の下水道施設は特環大郷処理区（平成元年～11 年）の整備より順次始まり、平成 16 年度の御牧地区の整備により全村完了となった。標準耐用年数 50 年を経過したものは存在しないが、特環大郷処理区白川クリーンセンターは長寿命化計画に基づき、平成 26～30 年において老朽化した水処理設備及び汚泥脱水設備を更新した。 温泉施設の老朽化対策 △必要に応じて改修をしている。 エネルギー供給事業者との連携による安定供給 ○社団法人岐阜県 LP ガス協会飛騨支部荘白川ブロックと「災害時における LP ガスの供給に関する協定」を平成 25 年に締結し、災害時における LP ガスの優先供給や運搬の体制を整えている。また、中部電力パワーグリッド株式会社と「災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定」を令和 2 年に締結し、被災の際に相互に協力して設備の復旧に努める体制となっている。 復旧工事に資材の確保 ×白川村地域防災計画には、復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事に資材を備蓄し、別に工事用資材について製造業者と優先調達に関する契約を締結するとあるが、未対応である。
6-2	幹線道路の分断	緊急輸送道路の整備 △村のライフラインかつ緊急輸送網でもある国道 156 号線をはじめとした道路では、トンネルの老朽化や幅員が狭い箇所が複数みられ、国・県に対して改良などの要望を行っている。 道路啓開用資機材の整備、土木事務所や建設業者との連携 ○高山土木事務所と連携し、道路や河川等の公共土木施設の応急対策を行う体制を整備している。また、建設懇和会とは「災害時応援協力に関する協定書」を平成 15 年に締結し、協力体制を整えている。 道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策 △耐震化は行われていないが、道路・橋梁・トンネルなどの構造物においては長寿命化計画に基づき 5 年に 1 回の定期点検を行い、計画的な改修を進めている。

		高速道路及び地域高規格道路等の整備 △東海北陸自動車道もライフラインかつ緊急輸送道路として機能する道路であるが、2車線の箇所があるため、4車線化を要望している。また、地域高規格道路として小松白川連絡道路が構想されているが、着工は未定である。 通行時の緊急対応 ○白川郷学園のスクールバスに関しては、火災・地震・事故発生時の避難誘導マニュアルを作成し、緊急時避難場所（小坂建設株式会社、株式会社太信、リサイクルハウス、JA 白川支店、白川診療所）も指定されている。
7-1	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ダムの耐震化・老朽化対策、決壊の懸念への対応 △ダムの耐震化や老朽化対策については、関西電力と電源開発に安全性等の確認を行っている。 農業水利施設（ため池、水路など）の耐震化・老朽化対策 △村内の水路は径が小さく耐震化は行っていないが、老朽化対策は適宜実施している。農業用のため池は長瀬地内にしかない。 湛水防除事業 ○関西電力および電源開発に要望し、ダムの土砂堆積への対応を行っている。
7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農業の振興 △農地中間管理機構である一般社団法人岐阜県農畜産公社および白川村農業委員会により、農家と地権者とのマッチングを行っている。 △白川郷産品制度の創設や、白川郷おいしいお米プロジェクト、白川郷コシヒカリのブランド化などにより付加価値の高い農産物づくりを促し、持続的な耕作を支援している。 適切な山林の管理 △飛騨高山森林組合が主体となって人工林の間伐事業を進めているが、面積が広大であり追いついていない。
8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	ごみ、し尿処理、災害廃棄物の処理体制の整備 ○収集したごみは高山市資源リサイクルセンターにて焼却処分を原則とし、焼却できないものは埋め立て処分する体制となっている。また、し尿処理は、収集許可業者（現在、荘白川クリーン）が収集し、白川村下水道処理施設で処理を行う。 ○災害廃棄物については寺尾と保木協の埋め立て処分場の2箇所を仮置場として指定しており、粗大ゴミは県外の民間処理施設に受入を委託している。
8-2	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ	技術職員の派遣要請 ○岐阜県および県内自治体と「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を平成30年に締結しており、医療職、技術職、技能職等職員の派遣の体制が構築されている。 ボランティア受入れ窓口、活動支援拠点の確保 △社会福祉協議会がボランティア受け入れ窓口となっており、飛騨地域三市一村で災害対応に関する情報交換を行っている。 労働者・技術者の動員、復旧・復興を担う人材の育成（建設業就業者） ○最盛期に比べて減少はしているものの、村には11社の建設会社がある。

8-3	貴重な文化財の損失による文化の衰退と観光への悪影響	文化財建造物の消火栓、消火器等の設置、火気の使用制限、施設内の巡視 ○重要伝統的建造物群保存地区に選定され、世界文化遺産にも登録されている荻町集落では、600トンの貯水槽と59基（小呂地区は16基）の放水銃が整備されており、毎年秋に放水訓練が行われている。また、地元住民により1日最大4回の防火の見廻りが行われている。 ○地元消防団により、村全域で春と秋の火災予防運動のほか、各世帯を巡視する火の元検査を年2回行っている。また、消火栓取扱い指導を各地域で行っている。 △近年、合掌造り家屋の空き家の発生が懸念されており、永続的な維持管理が課題である。 文化財建造物の耐震対策 ○合掌造り家屋に関しても、遠山家を対象に平成26～27年度に耐震診断が行われており、修理時には耐震補強工事が実施されている。 デジタルアーカイブなど △古文書や古地図などのデジタルアーカイブの推進の取り組みが行われている。また、設備が整っている岐阜県の収蔵施設等に保管を依頼しているものもある。 被災文化財の応急対策 △白川村地域防災計画では、被災文化財は白川村文化財保存審議会委員の意見を参考にし、所有者あるいは管理者に対策を指示することが記載されている。
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	応急住宅対策（住宅の応急修理、災害公営住宅の整備、応急仮設住宅の供給） ×白川村地域防災計画に定められているが、白川村のみでの対応が難しい。 り災者台帳の作成、り災証明書の発行 △白川村地域防災計画では、村がり災者台帳を作成し、り災者証明書を発行することが記されているが、限られた職員による大人数への対応は難しいと想定される。 建築物・宅地の危険度判定 △白川村地域防災計画には、地震発生後の余震による二次災害の防止のため「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が調査・危険度の判定を行うとあるが、職員等の講習会への参加などを継続的に行う必要がある。 生活相談、被災者への資金援助等 ○平成31年1月に白川村被災者生活・住宅再建支援交付金交付要綱が制定されている。
8-5	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	地籍調査の実施 △平成4年度から調査を開始しているが、平瀬・木谷・長瀬・牧・馬狩・飯島・荻町(戸ヶ野)の一部と、国事業による荻町の一部の実施にとどまる。全地権者の同意が得られない、表題部所有者が不明、相続人の意思統一ができない、奥山により現地調査が困難などの理由により調査が進んでいない。

4. 強靱化に向けた施策推進方針

4.1 強靱化に向けた課題の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに課題を整理した上で、白川村役場の各部局（総務課、村民課、観光振興課、基盤整備課、教育委員会）の所管業務を勘案し、以下の 10 の施策分野に分類して方針を整理した。

施策分野

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 行政機能（消防含む） | (2) 住宅・建物 |
| (3) 道路・河川・村道保全 | (4) 生活環境、ライフライン |
| (5) 農林業 | (6) 保険医療・福祉 |
| (7) 情報通信 | (8) 産業経済（観光含む） |
| (9) 歴史文化・自然資源 | (10) 危機管理・リスクコミュニケーション |

4.2 施策分野ごとの方針

前述の 10 の施策分野ごとの方針を以下に定める。また、方針・施策の実現により回避が可能となる「起きてはならない最悪の事態」を【 】に記載する。

(1) 行政機能（消防含む）

行政機能

◆庁舎等の耐震化、老朽化対策

- ・白川村役場庁舎は平成 24 年に耐震補強が行われているが、建築後 50 年以上が経過している。今後も定期的に維持修繕等を行うが、土砂災害警戒区域に立地していることから、長期的には移転も含めた新庁舎建設を検討する。【3-1】

◆災害時の業務継続に必要な体制の整備

- ・災害発生時にも迅速に災害本部を立ち上げて応急対策に取り組み、行政機能を維持できるよう、職員の行動マニュアルの策定や図上訓練などにより業務継続に必要な体制を整える。【3-1】
- ・情報システムが被災した際にも業務が継続できるよう、村外におけるバックアップサーバーの設置によるデータの分散保存や ASP サービスの導入などを継続する。【3-1】
- ・災害発生後、建築物や宅地の危険度判定、り災者台帳の作成やり災証明書の発行、生活相談、被災者への資金援助などの支援業務等を行い、村民の生活の立て直しを

後押しできる体制を整える。【8-4】

◆広域連携、応援要請体制の整備

- ・岐阜県および県内自治体から職員の応援を円滑に受けられるよう、相互応援協定に基づく協力体制を維持する。【3-1、8-2】

消防

◆消防力の確保

- ・近隣の自治体や消防本部からの応援を円滑に受けられるよう、消防相互応援協定に基づく協力体制を維持する。【1-1、2-3】
- ・白川村消防団により地域ごとの迅速な消防活動が可能となっているため、今後も団員の確保や訓練等の活動の継続に努める。【2-3、8-3】

◆消防施設・設備の整備

- ・ポンプ庫は適切な管理および老朽化対策を行うが、今後人口減少や消防団員の減少による班編成の見直しが行われる際には古い施設の廃止も検討する。防火水槽については地下式への切り替えを継続して実施する。ポンプ車や積載車については定期的な更新を行う。【1-1】
- ・送水管が老朽化している荻町集落の放水システムは、定期的に維持修繕等を行うが、長期的には全面的な改修を検討する。その際には、村で維持管理が可能な工法での整備が望ましい。【1-1、8-3】

(2) 住宅・建物

◆避難所の整備と適切な維持管理

- ・観光客の避難や避難所の快適性（夏場の体調管理、女性・子供・高齢者などのゾーニング）を考慮し、現在避難所となっていない白川郷学園や旧白川小学校などについても災害時の活用を検討する。また、避難所としての活用ができるよう、設備の更新や充実を図る。【1-1、1-2】
- ・建設から30年以上経過しており耐震補強が行われていない避難所については、耐震化を図る。【1-1】

◆不特定多数が利用する施設（公民館、学校、社会教育施設、保育所、宿泊施設など）の耐震化・老朽化対策

- ・必要に応じて耐震化および老朽化対策を行うが、「平瀬民舞伝承施設」、「荻町文化

伝承施設」、「鳩谷民舞伝承施設」、「飯島文化伝承施設」「木谷・稗田・保木脇多目的集会施設」「鳩谷コミュニティ会館」「荻町多目的集会施設」「飯島集落センター」については地域へ無償移譲し、地域での管理を検討する。【1-1】

- ・学校施設（白川郷学園前期課程校舎、後期課程校舎、給食センター、屋内体育館）については、2019 年に策定された長寿命化計画に基づき定期点検と必要に応じた修繕を実施する。また、保育園についても長寿命化計画を策定し、定期点検と必要に応じた修繕を行う。【1-1】

◆個人住宅や事業所・店舗の耐震化の促進

- ・耐震診断や耐震補強工事を支援する体制は整備されているため、啓発等により実施を促す。また、家具や棚等の転倒防止対策についても村民や事業所への啓発を行う。【1-1】

◆集合住宅の老朽化対策、新築

- ・既存の村営住宅については新耐震基準を満たしているが、計画的な改修を実施する。また、教職員用を含め住宅が不足しているため、村営住宅の整備に加えて民間経営のアパートの誘致も行う。【1-1】

◆空き家対策の推進

- ・空き家の倒壊や火災発生を防ぐために除却や適切な維持管理が行われるようにする。また、文化財建造物については活用を支援し、適切に保存が行われるようにする。【1-1、8-3】

(3) 道路・河川・村土保全

道路・河川

◆緊急輸送道路等の整備、維持

- ・緊急輸送道路に指定されている国道 156 号線は、ひと通り土砂災害対策や雪崩対策が完了しているが、幅員が狭くすれ違いができない区間があるため、引き続き道路管理者に改良を要望する。村道および橋梁やトンネルは、長寿命化計画に基づき定期点検と改修を行う。【6-2】
- ・東海北陸自動車道も緊急輸送道路に指定されているが、片側一車線の区間があるため、国に 4 車線化の実現を強く要望する。【6-2】
- ・被災により緊急輸送道路や集落へのアクセス路が断絶した際には、道路管理者や建設業者と連携し、迅速な復旧に努める。【6-2】

◆公共交通の確保

- ・豪雨など災害の危険が予測される場合、バス会社等と連携して観光客の交通輸送手段を確保する。【1-7】

◆豪雪対策

- ・建設会社に委託して適切な除雪等の道路管理を行う。雪崩等の災害発生時は迅速な道路啓開等の復旧を行うべく道路管理者と連携する。【1-5】
- ・高齢者世帯や母子家庭世帯など屋根雪下ろしが困難な世帯に支援を行う。また、住民に対して雪下ろし事故の注意喚起や、観光客に対して落雪の注意喚起を行う。【1-5】
- ・防雪施設（雪崩防止策や防雪柵、流雪溝など）の更新・充実により死傷者の発生を防ぐことに加え、雪崩が発生した場合、またその危険性がある場合は村民や観光客に向けて適切な注意喚起を行う。【1-5】

◆水害対策

- ・河川の流下能力を維持して堤防や護岸の決壊を防ぐため、河川敷地内の土砂の浚渫を河川管理者に要望する。また、危険箇所については堤防の整備や修繕などの護岸改修を河川管理者に要望する。【1-2】
- ・ダムの安全性（耐震化、老朽化対策）の確認や、土砂の浚渫、事前放流等による洪水被害の防止・軽減を関西電力および電源開発に要望する。【1-2、7-1】
- ・地区によっては広範囲に浸水する危険性があるため、氾濫の危険箇所の把握と、土嚢などの被害を抑える十分な資機材の備蓄に努める。【1-2】

村土保全

◆土砂災害対策

- ・岐阜県に要望して治山堰堤や砂防堰堤の整備等を行い、土砂災害を防止する。また、飛騨高山森林組合による人工林の間伐事業を継続的に実施する。【1-4】
- ・ハザードマップで土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の周知をするとともに、土砂災害を想定した避難訓練を定期的の実施する。【1-4】

◆噴火対策

- ・白山火山防災計画や白山避難確保計画に基づいて気象庁や2県2市村が協力し、注意喚起や噴火時の避難勧告、避難施設の整備を行う。【1-3】

- ・ハザードマップで融雪型火山泥流が到達する可能性がある範囲を周知するとともに、噴火を想定した避難訓練を実施する。【1-3】

◆迅速な復興

- ・地籍調査を実施して土地の境界を明確にし、迅速な復旧・復興に資する。【8-5】

(4) 生活環境、ライフライン

エネルギー

◆エネルギー供給事業者との連携による安定供給

- ・電力の長期途絶を回避するため、迅速な復旧のための電力会社との連携体制を強化する。また、電力供給施設の安全性の確保のため、電線類の地中化を推進する。また、燃料の備蓄についても検討する。【2-1、6-1】
- ・エネルギー供給が途絶した時に対応ができるよう、村内各所に自家発電装置の整備を行う。【2-2】

◆再生可能エネルギーの導入拡大

- ・既存のエネルギー供給網が途絶した際にも生活に必要なエネルギーを確保するために、持続可能なエネルギーとして村内 2 箇所に整備されている小水力発電を維持する。また、災害時にはこの電力を使用できる仕組みを検討する。【2-1】

上下水道

◆水道施設の老朽化、耐震化対策

- ・上水道の長期途絶を回避するため、定期的に点検等を実施し適切な補修を行う。【6-1】

◆下水道施設の耐震化、長寿命化

- ・長寿命化計画に基づき、定期的に点検等を実施し適切な補修を行う。【6-1】

◆温泉施設の老朽化対策

- ・安定した温泉の供給維持のため、定期的に点検等を実施し適切な補修を行う。【6-1】

◆応急給水体制の整備

- ・応援協定に基づく県や県内自治体からの応急給水体制を維持するとともに、村内にて個人や事業所に円滑に配水できる体制を整備する。【2-1】

ごみ・し尿・廃棄物

◆ごみ、し尿、廃棄物の処理体制の整備

- ・被災地における環境衛生の保全を図り、経済活動が阻害されることを防ぐため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を確保する。

【8-1】

食料・生活必需品などの物資の確保

◆緊急給水、食料および生活必需品の調達に関する市町村間の応援協定の締結

- ・応援協定に基づき、県や県内自治体からの食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供を受けられる体制を維持する。また、円滑に配水・配給できる体制を整備するため、広域防災拠点施設（物資配分活動拠点）の整備を検討する。【2-1】

- ・必要物資の調達や供給について生活共同組合コープ岐阜等と協定を締結しているが、このような民間事業者との協定の締結を目指す。また、そもそも村内にスーパーマーケットやコンビニエンスストアが1軒ずつしかないため、各世帯における備蓄も促す。【2-1、2-2】

◆孤立集落のアクセスルートの確保

- ・孤立集落が発生して物資等の供給が途絶しないよう、アクセスルートにおける土砂災害対策や雪崩対策、橋梁の耐震化などを行う。また断絶した際にも道路啓開に迅速に着手できるよう土木事務所や建設業者との連携を図る。また、小規模集落ではヘリコプターの離着陸場所を整備できないため、ドローンによる必要物資の運搬についても検討する。【2-2】

(5) 農林業

◆食料生産基盤の整備

- ・災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、また、保水効果や土壌流出の防止のために農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。【7-2】

◆農業用施設の適切な管理、長寿命化対策の推進

- ・農道は、長寿命化計画に基づき、定期的に点検等を実施し適切な補修を行う。また、水路やため池などの水利施設は、長寿命化計画の対象外であるが、適宜修繕を行う。

【7-1】

(6) 保健医療・福祉

医療

◆医療体制の確保

- ・医師や看護師の確保など医療体制の充実に努めるとともに、停電等による医療活動の遮断を防止するため自家発電装置の整備や燃料備蓄を行い、継続的な医療の提供を行うことができるようにする。応急救護用医療品についても整備する。【2-4】
- ・白川村は僻地医療であり、災害で死傷者が多数発生した場合に対応が困難であるため、広域搬送体制を充実させる。また、救命講習などにより消防団をはじめとする村民が最低限の応急処置の知識や技術を身につけるとともに、円滑な搬送のために災害救助訓練を実施する。また、ドクターヘリなどの離着陸場の確保にあたっては冬季の対策も視野に入れる。【2-3、2-4】

福祉

◆避難行動要支援者の避難支援

- ・避難行動要支援者を確実に把握するとともに、社会福祉協議会と連携した要支援者の避難誘導を行う。【1-6】
- ・高齢者福祉施設（瀬音さくら山荘）は MIBORO ダムサイドパークへ避難する計画となっているため、福祉避難所として対応できるよう協力を依頼する。【1-6、2-5】

防疫

◆感染予防対策の徹底

- ・平時から感染症予防対策の普及啓発を行い、定期的予防接種の接種を促す。災害時は、マニュアルに基づき避難所での感染症蔓延の防止に努める。【3-2】
- ・村には訪日外国人観光客も多く訪れるため、コロナ収束以後も感染症予防および感染者が発生した際の対応（保健所との連携など）の充実に努める。【3-2】

(7) 情報通信

◆災害時における住民等への情報伝達体制の強化

- ・設備の更新、充実ににより防災無線での情報伝達体制を確立するとともに、防災無線が被害を受けたとしても情報伝達が可能なように、緊急速報メール（エリアメール）やメーリングサービスなど、複数の手段を確保する。【2-2、4-1】

◆正確な情報の発信

- ・来訪者に向けての注意喚起やデマ・風評被害の防止のために、正確な被害情報等を

収集し、的確に発信するために県やメディアと連携する。【4-1、5-2】

(8) 産業経済（観光含む）

◆量から質への転換による持続可能な観光業の育成

- ・災害や感染症の発生により、観光客数が減少しても観光産業を維持し続けられるよう、質の高い観光への転換（滞在時間の延長、観光消費額の拡大、地域内経済循環の促進など）を図る。【5-2】

◆災害融資などの支援

- ・国、岐阜県、金融機関、村、白川村商工会と連携し、商工業事業者や雇用者の災害からの復興、自立支援を行う。【5-2】

(9) 歴史文化・自然資源

歴史文化

◆災害からの文化財の保護

- ・文化財建造物の防火対策を徹底することに加え、歴史的価値に配慮しつつ、修理時に耐震補強工事を実施する。また、倒壊等の大規模な影響を受けた場合も再建が可能となるよう記録の保存にも努める。【8-3】
- ・古文書や古地図等の価値ある史料については、浸水被害を受けにくい場所に保管するとともに、デジタルアーカイブの作成を推進する。【8-3】

◆適切な文化財の保存管理

- ・災害時の被害を最小限にできるよう、日頃から適切な保護に努める。【8-3】

自然資源

◆適切な自然資源の保全

- ・国（環境省）や県とともに災害時の被害を最小限にできるよう、日頃から適切な保全に努める。【7-2】
- ・通信事業者の協力のもと白山国立公園などの携帯電話の圏外エリアを減らし、災害時の通信手段の確保をする。【1-3】

(10) 危機管理、リスクコミュニケーション

計画

◆防災にかかわる計画やマニュアルの策定、更新

- ・必要に応じて本計画や白川村地域防災計画を見直し、社会的な情勢や村の実情にあった防災対策を講じる。また、計画に定められた対策の実施に必要なマニュアル(例えば、避難所運営マニュアル、地震発生時の避難マニュアル、職員の行動マニュアルなど)の作成を進める。また、避難所は地域の協力なしには運営できないため、マニュアル作成にあたっては地域の協力を得る。【1-1、2-5、3-1】

備蓄

◆食料および生活必需品などの備蓄

- ・橋の崩落や道路の寸断などにより、孤立集落が発生する可能性もあるため、村民自らが備蓄を行うよう啓発を行う。【2-1】
- ・村における飲料水や食料、生活必需品の備蓄（公共備蓄）に関しては、「白川村地域防災計画」に記載されている品目および量を目標にし、また、観光客等の帰宅困難者の存在も考慮した量の備蓄に努める。【2-1】

◆資機材の確保

- ・災害対策や救助活動用の資機材を配備するとともに、復旧用資材の備蓄に努める。【1-2、6-1】

防災訓練

◆総合防災訓練の実施

- ・個人や事業者、地域での防災意識を高めるとともに、災害発生時における迅速な避難等の対応を促すために総合防災訓練を実施する。また、村内に観光客が滞在していることを前提とし、観光客の避難誘導についても訓練内容に含む。【1-1、1-2、1-3、1-4、1-7】
- ・地域によって想定される災害の種類や被害の大きさや範囲が異なることや、地域の協力なしには避難所の運営が困難であることから、地域ごとの防災訓練の実施にも努める。【1-2、1-3、1-4、2-5】

普及啓発

◆ハザードマップの更新、配布

- ・必要に応じてハザードマップを見直し、個人・事業所への周知および啓発を行う。また、5G や白川郷 Wi-Fi、一斉エリアメールなどを活用した情報発信体制の構築を進め、訪日外国人観光客に対しても防災情報を提供できるようにする。【1-7】

◆迅速な避難活動のための情報提供（観測体制の整備）および注意喚起・避難勧告

- ・土砂災害や水害に関しては避難勧告伝達マニュアルに基づき、また噴火に関しては気象庁による火山情報や警戒事項に関する情報提供に基づき、住民等に迅速な避難を促す。【1-2、1-3、1-4】

◆災害時における観光客の避難誘導

- ・災害発生の危険がある場合は、事前に増便をバス会社に依頼する等移動手段を確保し、観光客の安全を守る。【1-7】
- ・観光客の被災も想定した防災訓練を実施する。それを契機として冷静かつ安全に観光客の避難を誘導できるよう観光事業者への防災教育を行う。【1-7】

関係機関との連携・人材育成

- ・災害発生時にボランティアを受け入れられるよう、社会福祉協議会との連携を密にする。【8-2】
- ・仮設住宅の整備などの応急住宅対策については、白川村だけでは対応が困難であるため、岐阜県等と協力体制を整える。【8-4】
- ・道路の維持管理や被災後の建造物の復旧が可能な建設業（白川村のライフラインの維持管理や災害時の復旧に必要な業種）の維持に努める。【8-2】

5. 計画の推進と不断の見直し

5.1 計画の推進

庁内関係部局が情報を共有しながら効果的な施策を推進するとともに、各地域の事業者や住民と目的を共有し、官民連携で強靱化を実現する。

また、ハザードマップからも明らかなように、浸水想定区域や土砂災害警戒区域となっている居住エリアも多い一方で、移住促進や観光振興などを目的とした土地や建築物の有効利用が求められている。加えて、荻町集落（重要伝統的建造物群保存地区）の景観保全や白川村全域（緩衝地帯）の開発の規制・誘導も両立させる必要がある。これらの白川村の空間利用に対する条件やニーズを整理し、空間的な将来像（ビジョン）を描くことも今後課題だと考える。

5.2 計画の見直し

本計画では、KPI（重要業績評価指標）は設定していないが、継続的に脆弱性を評価して計画を見直すとともに、国土強靱化地域計画事業編については進捗状況に基づき更新をする。

国土強靱化地域計画事業編

令和 3 年 3 月

施策分野	施策分野ごとの事業計画	事業主体
(1) 行政機能 (消防含む)	◆庁舎の耐震化、老朽化対策	
	・新庁舎建設の検討 【令和 3 年～】	総務課
	◆消防施設・設備の整備	
	・消防施設の維持管理 【毎年】	総務課
	・消防団車両等設備更新事業	総務課
	・防火水槽の整備 (中山間地域総合整備事業) 【毎年】	基盤整備課
	・防犯カメラの設置 【令和 2 年～】	総務課
	◆消防力の確保	
	・消防力の維持(消防操法大会出場) 【毎年】	総務課
	◆災害時の業務継続に必要な体制の整備	
	・職員研修 【毎年】	総務課
	・視察研修 【毎年】	総務課
(2) 住宅・建物	◆避難所の整備と適切な維持管理	
	・白川村南部地区文化会館の老朽化対策など (南部地区公共施設再整備事業) 【令和 3～7 年】	教育委員会
	・旧平瀬小学校体育館の改修事業 【令和 3～4 年】	教育委員会
	・ふれあい体育館の改修事業 【令和 6 年】	教育委員会
	・白川村南部地区文化会館管理事業 【毎年】	教育委員会
	◆公共施設の老朽化対策と維持管理	
	・白川郷学園の維持管理 【毎年】	教育委員会
	・白川郷学園の空調設備の整備 【令和 3 年】	教育委員会
	◆個人住宅や事業所・店舗の耐震化の促進	
	・個人住宅を含む建築物に対する耐震診断や耐震補強工事の助成(木造住宅耐震診断助成事業) 【毎年】	基盤整備課
	◆集合住宅の耐震化、老朽化対策	
	・村営住宅(鳩谷)の大規模改修 【令和 3 年】	総務課
	・村営住宅(木谷)の大規模改修 【令和 7 年】	総務課
	・教員住宅建設事業 【令和 6～7 年】	教育委員会
	・民間アパートの誘致 (企業立地支援事業(ドミール白川)) 【～令和 6 年】	観光振興課
	◆空き家対策の推進	
	・老朽化した危険空き家の除却の支援 【毎年】	観光振興課
	・空き家の購入、賃貸、改修の支援 (空き家再生活用事業) 【毎年】	観光振興課
	・移住者への支援(移住定住促進事業) 【毎年】	観光振興課
	・飛騨地域における広域的な移住・定住施策の展開 (飛騨地域移住・定住促進連携事業) 【毎年】	観光振興課
	・移住者と村民をつなぐ中間支援の仕組みの構築 (交流関係移住窓口運営事業)	観光振興課
	・移住体験住宅の管理運営、移住支援事業の実施 (移住交流促進事業) 【毎年】	観光振興課
	・世界遺産地内の空き家対策 【令和 3 年】	教育委員会
	◆緊急輸送道路等の整備、維持	
	・東海北陸自動車道の 4 車線化整備 【毎年】	国
	・村道等の補修工事 (中山間地域総合整備事業) 【毎年】	基盤整備課

(3) 道路・ 河川・ 村土保全	・道路の維持管理、改良（道路、橋梁、トンネル等）【毎年】	基盤整備課
	・国道 156 号線、国道 360 号線、県道 451 号線の整備 【毎年】	県
	・福島バイパス工事や尾神橋架け替えなどの国道 156 号線の改良（県単改良事業） 【毎年】	県
	・白山白川郷ホワイトロード整備 【毎年】	基盤整備課
	・林道の改良（県林道改良事業） 【毎年】	基盤整備課
	◆豪雪対策	
	・道路除雪の実施（除雪関係事業） 【毎年】	基盤整備課
	・高齢者世帯、母子家庭世帯に対する屋根雪下ろしの助成	村民課
	◆土砂災害対策	
	・治山堰堤や砂防堰堤の整備、森林保全（治山整備事業） 【毎年】	国・県
	・危険木の伐採（清流の国ぎふ森林・環境基金事業） 【毎年】	基盤整備課
	◆水害対策	
	・河川浚渫 【毎年】	県・民間
	◆迅速な復興	
	・地籍調査 【毎年】	基盤整備課
(4) 生活環境、 ライフライン	◆水道施設の老朽化、耐震化対策	
	◆下水道施設の老朽化、耐震化対策	
	・上下水道改良・整備 【毎年】	基盤整備課
	◆温泉施設の老朽化対策	
	・温泉管等補修修繕 【毎年】	基盤整備課
	・しらみずの湯の施設管理 【毎年】	基盤整備課
	◆再生可能エネルギーの導入拡大	
	・戸ヶ野用水清流発電所施設の管理 【毎年】	基盤整備課
	・しらみずのチカラの管理 【毎年】	基盤整備課
	◆ごみ、し尿、廃棄物の処理体制の整備	
	・リサイクルハウス運営管理事業	総務課
	・廃棄物運搬処理事業	総務課
(5) 農林業	◆食料生産基盤の整備	
	・有害鳥獣捕獲、豚コレラ等の感染症拡大の防止 【毎年】	基盤整備課
	・白川村産米の品質向上、地産地消、ブランド化（白川郷美味しいお米プロジェクト） 【毎年】	基盤整備課
	・酒米の生産、酒の製造（緊急新産業創出事業） 【毎年】	基盤整備課
	・耕畜連携、畜産業の活性化（耕畜環境循環化事業） 【毎年】	基盤整備課
	・学校給食地産地消推進事業 【毎年】	基盤整備課
	・6次産業化の促進（企業立地支援事業（養豚場、パン）） 【毎年】	観光振興課
	・結旨豚の PR イベントの実施（新たな食開発事業） 【令和 2・3 年】	観光振興課
	◆農業用施設の適切な管理、長寿命化対策の推進	
	・水路の改修（中山間地域総合整備事業） 【毎年】	村・県
	◆医療体制の確保	
	・医師の確保（県北西部へき地医療広域連携事業） 【毎年】	村民課
	・医療用機械の整備 【毎年】	村民課
	◆避難行動要支援者の避難支援	

(6) 保健医療・福祉	・ 独居高齢者宅への緊急通報装置の設置、定期的な安否確認 (緊急通報サービス事業) 【毎年】	村民課
	・ 補聴器購入助成事業 【令和4年～】	村民課
	・ 人工透析者、高齢者、障害者の移動支援 (在宅障がい者・老人等支援事業) 【毎年】	村民課
	・ 住宅のバリアフリー化 (高齢者等住宅改善助成事業) 【毎年】	村民課
	・ まめなカー、おでかけカー、福祉バスの運行 (外出支援事業) 【毎年】	村民課
	・ 安全運転支援装置補助事業 【毎年】	村民課
	・ 高齢者の社会参加の支援 【令和3年】	村民課
	・ 災害時の避難支援体制の整備 (白川村社会福祉協議会事業) 【毎年】	村民課
	◆感染予防対策の徹底	
	・ 各種予防接種事業の実施 【毎年】	村民課
(7) 情報通信	・ 新型コロナウイルス経済対策事業 【令和2年～】	観光振興課
	◆災害時における住民等への情報伝達体制の強化	
	・ 防災行政無線(同報系)施設維持管理 【毎年】	総務課
	・ 防災行政無線(移動系)施設改修・維持管理 【毎年】	総務課
	・ 小白川地区光ケーブル敷設事業 【令和3年】	村・民間
	◆正確な情報の発信	
	・ ホームページの管理 【毎年】	総務課
	・ ホームページの更新 【令和3年～】	総務課
(8) 産業経済 (観光含む)	・ 広報誌の制作 【毎年】	総務課
	◆量から質への転換による持続可能な観光業の育成	
	・ 第二次総合戦略の推進 【毎年】	観光振興課
	・ ローカルメディア(飛騨日日新聞)による情報発信 (シティプロモーション事業) 【毎年】	観光振興課
	・ 宿泊客の誘致、宿泊施設の多様化 (企業立地支援事業(結の庄)) 【～令和5年】	観光振興課
	・ 白川郷学園との協働による土産物開発 (新たな食開発事業) 【令和2・3年】	観光振興課
	・ 宿泊業や飲食業を巻き込んだ人材育成、泊食分離の推進 (魅力ある観光地域づくり推進事業) 【毎年】	観光振興課
	・ 地域ブランドの開発支援 【毎年】	観光振興課
	・ 起業家支援 【毎年】	観光振興課
	・ 消費拡大のためのキャッシュレス化の促進 (おもてなし国際化補助事業) 【毎年】	観光振興課
	・ 白山国立公園等を活用した商品の造成、環境整備 (南部地域観光デザイン事業) 【毎年】	観光振興課
	・ 公衆トイレの再整備 (外国人観光客受入体制強化事業) 【毎年】	観光振興課
	・ ホームページの多言語化、ガイド研修 (外国人観光客受入体制強化事業) 【毎年】	観光振興課
	・ サイン看板の整備、ICTを駆使した情報発信 (観光マネジメントサイン看板整備事業) 【令和3年】	観光振興課
	・ 観光パンフレット等製作事業 【毎年】	観光振興課
	・ 観光協会補助事業 【毎年】	観光振興課
	・ ドコモ社と連携した観光客情報の収集 (観光統計事業) 【毎年】	観光振興課
	◆適切な自然資源の保全	

(9) 歴史文化・自然資源	・登山道整備 【毎年】	観光振興課
	・国立・県立自然公園整備 【毎年】	観光振興課
	・エコツーリズム推進事業 【令和3年～】	観光振興課
	・白山国立公園管理事業 【毎年】	観光振興課
	◆災害からの文化財の保護	
	・放水銃送水管の補修 (伝建防災事業) 【令和3年】	教育委員会
	◆適切な文化財の保存管理	
	・荻町構想計画策定事業 【令和3～4年】	教育委員会
	・荻町伝建地区保存事業 【毎年】	教育委員会
	・茅育成事業 【毎年】	教育委員会
	・荻町重伝建地区保存計画見直し 【毎年】	教育委員会
	・世界遺産地内景観対策 【毎年】	教育委員会
	・文化財調査・指定事業 【毎年】	教育委員会
	・白川村文化遺産活用観光マネジメント事業 【～令和3年】	教育委員会
(10) 危機管理、リスクコミュニケーション	・観光車両の世界遺産地区内への進入規制 (駐車場等交通整理事業) 【毎年】	観光振興課
	◆総合防災訓練の実施	
	・総合防災訓練の実施 【毎年】	総務課
	・火山防災のための総合訓練の実施 【毎年】	村・県
	◆食料および生活必需品等の備蓄	
	・防災備蓄品の整備 【毎年】	村民課
	◆災害時における観光客の避難誘導	
	・観光客も想定した避難訓練の実施	観光振興課
	◆防災にかかわる計画やマニュアルの策定、更新	
	・地域防災計画の見直し 【毎年】	総務課
	◆関係機関との連携・人材育成	
	・災害ボランティアの受け入れ窓口の設置 (白川村社会福祉協議会事業) 【毎年】	社会福祉協議会